

音更町やさしい住宅工事補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、超高齢社会において誰もが安全で安心して暮らせる住宅を確保するため、住宅のバリアフリー化等の工事を行う者に対して、予算の範囲内においてその費用の一部を補助することについて、音更町補助金等交付規則（平成18年音更町規則第12号。以下「規則」という。）第27条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) やさしい住宅工事 誰もが安全で安心して暮らすことができる超高齢社会に対応した住環境の整備のために行う改修、新築又は建替え工事（以下「工事」という。）で、別に定めるものをいう。
- (2) 住宅 町内に存する、又は建築する住宅（高齢者及び身体障がい者の居住を目的に整備された住宅を除く。）をいう。ただし、居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合する併用住宅にあっては、居住の用に供する部分に限る。

(補助対象住宅及び補助対象者)

第3条 補助の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者が現に入居し、又は入居することが確実である住宅とする。

ただし、新築又は建替え工事については第2号に該当する場合に限る。

- (1) 満65歳以上の者
- (2) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で1級又は2級の認定を受けているもの
 - イ 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けている者（以下「要介護者等」という。）
 - ウ その他身体の機能低下がある者で町長が特に必要と認めるもの

2 補助金の交付対象者は、補助対象住宅に現に入居し、又は入居することが確実な者であって、その者及びその者が属する世帯全員が市町村税（国民健康保険税を除く。以下同じ。）を滞納していないものとする。ただし、町長が特に認めるときは、この限りでない。

(補助対象工事等)

第4条 補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、30,000円以上の工事とする。ただし、次の各号に掲げるものは、補助対象工事としない。

- (1) 要介護者等が入居する住宅にあっては、居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の支給の対象となる工事
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に規定する地域生活支援事業として居宅生活動作補助用具（住宅改修費）の給付を受けることができる者が入居する住宅にあっては、その対象となる工事
- (3) 前2号のほか、他の法令等の規定により補助等の対象となる工事

2 補助対象工事は、申請する年度の3月15日までに完了するものでなければならない。

(補助金の額等)

第5条 改修工事における補助金の額は、前条に規定する補助対象工事に要する額の3分の1以内の額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、その上限を200,000円とする。

2 新築又は建替え工事における補助金の額は、200,000円とする。

3 補助対象住宅が過去にこの要綱の規定による補助金の交付を受けている場合は、200,000円から過去に受けた補助金額を差し引いた額を上限とする。ただし、交付決定の日から起算して1年を経過し、家族構成、身体機能等の変化により新たに工事が必要と認められる場合は、その限りでない。

(補助金交付申請書に添付すべき書類)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第6条第2項の規定により補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) やさしい住宅工事概要調書(別記第1号様式)
- (2) 工事の内容を示す図面
- (3) 工事をする部分の写真(新築又は建替えの場合を除く。)
- (4) 工事費見積書の写し(新築又は建替えの場合は契約書又は見積書の写し)
- (5) 町税納入状況等調査同意書(別記第2号様式)
- (6) その他町長が必要と認めるもの

(補助金交付の決定に係る調査)

第7条 町長は、補助金交付の可否の決定に当たり必要があると認めるときは、規則第7条第1項の規定により、対象者の身体状況、住宅の状況その他の必要な事項を調査することができる。

(変更承認申請等)

第8条 規則第7条第3項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金交付決定通知を受けた後に工事内容等に変更が生じたときは、規則第8条第1項の規定により補助事業等計画変更承認申請書に変更内容を確認できる書類を添付して町長に提出しなければならない。

2 交付決定者は、工事完了前又は工事完了後1年以内に第3条第1項各号に掲げる者が当該住宅に居住しなくなることとなった場合は、その事実を確認できる書類を町長に提出しなければならない。

3 補助金の交付前に交付決定者が死亡したときは、当該住宅に入居する者(該当する者がいない場合は相続人)に対して補助金を交付することができるものとする。

4 前項の規定により、補助金の交付を受けようとする者は、町長に届け出なければならない。

(実績報告書に添付すべき書類)

第9条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、規則第15条第1項の規定により速やかに補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付して町長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象工事完成写真

- (2) 領収書の写し等工事費の支払いが確認できるもの
- (3) その他町長が必要と認めるもの

(補助金額の確定等)

第10条 町長は、前条の規定による補助事業等実績報告書及び添付書類（以下「実績報告」という。）の提出を受けたときは、規則第16条の規定により交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 町長は、前項に規定する実績報告の内容が適当でないとき、規則第19条の規定により必要な是正措置を命じ、是正の措置がなされたことを確認した後に交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金の交付は、前条各項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後にこれを行うものとする。

(指導又は助言)

第12条 町長は、必要があると認めるときは、申請者又は交付決定者に対して補助金の交付の目的を達成するために必要な指導又は助言を行うものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則第20条の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 補助対象工事の完了が見込めないとき。
- (2) 交付決定者が第10条第2項により命じた是正措置を講じないとき。
- (3) 工事完了前又は完了後1年以内に対象者が入居しなくなったとき（施設に入所するなど特別な事情がある場合を除く。）。
- (4) 虚偽の申請又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月16日から施行し、平成24年4月2日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年10月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、施行前の規定に基づいて作成されている用紙がある場合には、施行後の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。